

国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱

制定 令和4年4月1日付け3水漁第1610号
農林水産事務次官依命通知
改正 令和5年3月28日付け4水港第2469号

(趣旨)

第1 我が国国際漁業は、漁業をめぐる国際環境が著しく変化している中で漁業に関する国際規制の強化により深刻な事態に直面し、その再編整備を余儀なくされており、加えて、その環境は今後一段と厳しさを増すことが予想されている。また、国内漁業は、我が国周辺水域の水産資源が減少している中で、最大持続生産量を実現する水準へ水産資源を回復・維持させるという目標を設定するなど資源管理手法の拡充を行い、これを踏まえた漁業生産構造の再編整備を実施していくことが必要となっている。

このような事態の推移に適切に対応していくためには、将来のこれらの漁業に関する確かな見通しの下に所要の調整を進め操業の確保に努めるとともに、これらの漁業の再編整備を計画的に行っていくことが必要であり、国は、平成元年12月22日の閣議了解（平成30年12月18日付け一部変更）において国際漁業等再編対策を総合的に進めていくこととしたところである。

本対策は、この一環として、農林水産大臣（以下「大臣」という。）による第一種特定漁業（第5の1の規定により大臣が指定したものをいう。以下同じ。）の再編整備に関する基本方針の策定及び第二種特定漁業（第5の2の規定により大臣が指定したものをいう。以下同じ。）の再編整備に関する基本方針の策定並びに一般社団法人大日本水産会（明治42年5月19日に社団法人大日本水産会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）による減船漁業者救済費交付金（以下「救済費交付金」という。）、不要漁船処理費交付金（以下「処理費交付金」という。）、魚種転換等支援費交付金、休漁支援費交付金、混獲回避型休漁支援費交付金、水産加工業支援費交付金、相互扶助漁獲支援費交付金及び資源・漁場保全緊急支援費交付金の交付等の措置を実施しようとするものである。

(通則)

第2 国際漁業等再編対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、国際漁業等再編対策を総合的に進めていくため、大臣が策定する第一種特定漁業及び第二種特定漁業の再編整備に関する基本方針に基づき、減船漁業者救済費交付金、不要漁船処理費交付金、魚種転換等支援費交付金、休漁支援費交付金、混獲回避型休漁支援費交付金、水産加工業支援費交付金、相互扶助漁獲支援費交付金及び資源・漁場保全緊急支援費交付金の交付の措置を実施するための資金を造成することを目的とする。

(定義)

第4 この要綱において「減船」とは、第一種特定漁業及び第二種特定漁業における再

編整備を進めるための漁船の隻数の縮減をいう。

- 2 この要綱において「スクラップ処分等」とは、漁船のスクラップ処分（解体又は焼却の方法によるものに限る。）又はスクラップ処分に準ずるものとして水産庁長官が別に定める方法による処分をいう。
- 3 この要綱において「減船対象漁船」とは、救済費交付金の対象となった漁船をいう。
- 4 この要綱において「代替漁船」とは、減船対象漁船より原則として船齢が古い船であって、当該減船対象漁船の代替船としてスクラップ処分等にされたものをいう。
- 5 この要綱において「休漁」とは、第二種特定漁業における漁船の休漁をいう。
- 6 この要綱において「魚種転換等」とは、第二種特定漁業における漁獲対象魚種又は漁業種類（以下「業種」という。）の転換をいう。

（第一種特定漁業及び第二種特定漁業の指定）

- 第5 大臣は、漁業に関する国際規制の強化により操業の維持に支障を生じたと認める業種に係る漁業を第一種特定漁業として指定するものとする。
- 2 大臣は、我が国周辺水域の水産資源の状況を踏まえた資源管理目標の導入により操業の維持に支障を生じたと認める業種に係る漁業を第二種特定漁業として指定するものとする。
- 3 大臣は、都道府県知事の許可等を必要とする漁業（以下「知事許可漁業等」という。）について1及び2の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該都道府県知事と協議するものとする。
- 4 大臣は、1及び2の指定を行ったときは、国の関係行政機関の長、第一種特定漁業及び第二種特定漁業を営む者の住所地（住所地が2以上ある場合には、主たる住所地）又は漁業根拠地（漁業根拠地が2以上ある場合には、主たる漁業根拠地）を管轄する都道府県知事（以下「関係都道府県知事」という。）、一般社団法人大日本水産会会長並びに第一種特定漁業及び第二種特定漁業の漁業者が直接又は間接の構成員となっている漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一般社団法人及び水産庁長官が適当と認める団体（以下「関係漁業協同組合等」という。）の長に通知するものとする。

（第一種特定漁業の再編整備に関する基本方針の策定）

- 第6 大臣は、第5の1により指定を行った第一種特定漁業の再編整備を計画的に推進するため、第一種特定漁業ごとに、再編整備に関する基本方針（以下「第一種基本方針」という。）を策定するものとする。
- 2 第一種基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 第一種特定漁業の再編整備の指針
 - ア 第一種特定漁業の再編整備の基本的考え方
 - イ 第一種特定漁業の再編整備の対象
 - ウ 第一種特定漁業の再編整備の実施期間
 - (2) 第一種特定漁業の再編整備のために講ずる措置の基本的内容
 - ア 措置の対象漁業者
 - イ 措置の内容
 - ウ 救済費交付金の基準
 - エ 処理費交付金の基準
 - (3) 第一種特定漁業に係る許可等の方針
 - (4) その他必要事項
- 3 大臣は、知事許可漁業等について第一種基本方針の策定を行おうとするときは、

あらかじめ、当該都道府県知事と協議するものとする。

- 4 大臣は、第一種特定漁業に係る国際環境、漁業事情、経済事情等に著しい変動があったため特に必要があると認めるときは、第一種基本方針を変更するものとする。この場合において、第一種基本方針の変更は、1から3までに準じて行うものとする。
- 5 大臣は、第一種基本方針を策定し、又はこれを変更したときは、国の関係行政機関の長、関係都道府県知事、一般社団法人大日本水産会会長及び関係漁業協同組合等の長に通知するものとする。

(第一種特定漁業の再編整備に関する実施計画の作成)

- 第7 関係漁業協同組合等は、第一種特定漁業の再編整備に関する実施計画（以下「第一種実施計画」という。）を作成し、大臣に提出して第一種実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。
 - 2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 第一種特定漁業の再編整備の目標
 - (2) 減船を実施する者及び対象漁船
 - (3) スクラップ処分等を実施する者及び対象漁船
 - (4) 減船及びスクラップ処分等を実施する時期
 - (5) その他必要な事項
 - 3 関係漁業協同組合等が第一種実施計画を大臣に提出しようとする場合には、関係都道府県知事を経由して提出するものとする。この場合において、第一種実施計画が知事許可漁業等に係るものであるときは、当該都道府県知事は、第一種実施計画で減船を実施することとした漁業者の出漁準備及び操業を行ったことを示す書類を添付するものとする。
 - 4 大臣は、第一種実施計画が次に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、これが適当である旨の認定を行うものとする。
 - (1) 第一種実施計画に定める内容が基本方針に照らし適当であること。
 - (2) 第一種実施計画に定める内容を達成することが確実と見込まれること。
 - (3) 第一種実施計画によって円滑化しようとしている減船に関して、この要綱に定めるもののほか国から交付金等の交付を受けていないこと。
 - 5 大臣は、1の認定を行ったときは、第一種実施計画の写しを一般社団法人大日本水産会会長に送付するものとする。
 - 6 第一種実施計画の変更については、1から5までに準ずるものとする。また、大臣は、4の認定を受けた第一種実施計画に定められた措置が講じられていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(第二種特定漁業の再編整備に関する基本方針の策定)

- 第8 大臣は、第5の2により指定を行った第二種特定漁業の再編整備を計画的に推進し、特定の水産資源について、速やかな資源状況の改善・回復を図るため、第二種特定漁業ごとに、再編整備に関する基本方針（以下「第二種基本方針」という。）を策定するものとする。
 - 2 第二種基本方針においては、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを定めるものとする。
 - (1) 第二種特定漁業の再編整備の指針
 - ア 第二種特定漁業の再編整備の基本的考え方
 - イ 第二種特定漁業の再編整備の対象
 - ウ 第二種特定漁業の再編整備の実施期間
 - (2) 第二種特定漁業の再編整備のために講ずる措置の基本的内容

- ア 措置の対象者
- イ 措置の内容
- ウ 救済費交付金の基準
- エ 処理費交付金の基準
- オ 魚種転換等支援費交付金の基準
- カ 休漁支援費交付金の基準
- キ 混獲回避型休漁支援費交付金の基準
- ク 水産加工業支援費交付金の基準
- ケ 相互扶助漁獲支援交付金の基準

(3) 第二種特定漁業に係る許可等の方針

(4) その他必要事項

- 3 大臣は、知事許可漁業等について第二種基本方針の策定を行おうとするときは、あらかじめ、当該都道府県知事と協議するものとする。
- 4 大臣は、第二種特定漁業に係る資源状況、漁業事情、経済事情等に著しい変動があったため特に必要があると認めるときは、第二種基本方針を変更するものとする。この場合において、第二種基本方針の変更は、1から3までに準じて行うものとする。
- 5 大臣は、第二種基本方針を策定し、又はこれを変更したときは、国の関係行政機関の長、関係都道府県知事、一般社団法人大日本水産会会長及び関係漁業協同組合等の長に通知するものとする。

(第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画の作成)

第9 関係漁業協同組合等は、第10の2の(2)のアからウまでに掲げる事業の中から実施しようとする事業に関し、それぞれ第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画(以下「第二種実施計画」という。)を作成し、大臣に提出して第二種実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第二種実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 第二種特定漁業の再編整備等の目標及び講ずる措置
- (2) 講ずる措置別の対象者又は対象漁船
- (3) 実施する時期
- (4) その他必要な事項

3 関係漁業協同組合等が第二種実施計画を大臣に提出しようとする場合には、関係都道府県知事を経由して提出するものとする。この場合において、第二種実施計画が知事許可漁業等に係るものであるときは、当該都道府県知事は、第二種実施計画で水産庁長官が必要と認める書類を添付するものとする。

4 大臣は、第二種実施計画が次に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、これが適当である旨の認定を行うものとする。

- (1) 第二種実施計画に定める内容が基本方針に照らし適当であること。
- (2) 第二種実施計画に定める内容を達成することが確実と見込まれること。
- (3) 第二種実施計画によって円滑化しようとしている減船・休漁等に関して、この要綱に定めるもののほか国から交付金等の交付を受けていないこと。

5 大臣は、1の認定を行ったときは、第二種実施計画の写しを一般社団法人大日本水産会会長に送付するものとする。

6 第二種実施計画の変更については、1から5までに準ずるものとする。また、大臣は、4の認定を受けた第二種実施計画に定められた措置が講じられていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(国際漁業等再編対策事業の内容)

第10 事業の実施主体

- (1) 国際漁業等再編対策事業（以下「資金事業」という。）の実施主体は、一般社団法人大日本水産会（以下「事業実施主体」という。）とする。
- (2) 事業実施主体は、資金事業の一部について、その実施を関係漁業協同組合等その他水産庁長官が適当と認める団体に委託することができるものとする。

2 事業の内容

資金事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国際漁業再編対策事業

ア 第一種特定漁業減船漁業者救済対策事業

第7の1により大臣の認定を受けた第一種実施計画（以下「第一種認定実施計画」という。）に従って減船を行った者に対し、救済費交付金の交付を行うものとする。

イ 第一種特定漁業不要漁船処理対策事業

第一種認定実施計画に従って減船に伴い発生する不要漁船をスクラップ処分等にした場合に当該不要漁船の所有者に対し、処理費交付金の交付を行うものとする。

(2) 新資源管理導入円滑化等推進事業

ア 減船・休漁等支援促進事業

第9の1により大臣の認定を受けた第二種実施計画（以下「第二種認定実施計画」という。）に従って、漁船隻数の縮減又は休漁等を行う漁業者に対し、救済費交付金、処理費交付金、魚種転換等支援費交付金、休漁支援費交付金及び混獲回避型休漁支援費交付金の交付を行うものとする。

(ア) 第二種特定漁業減船漁業者救済対策事業

第二種認定実施計画に従って減船を行った者に対し、救済費交付金の交付を行うものとする。

(イ) 第二種特定漁業不要漁船処理対策事業

第二種認定実施計画に従って減船に伴い発生する不要漁船をスクラップ処分等にした場合に、当該不要漁船の所有者に対し、処理費交付金の交付を行うものとする。

(ウ) 魚種転換等対策事業

第二種認定実施計画に従って魚種転換等を行った者に対し、魚種転換等支援費交付金の交付を行うものとする。

(エ) 休漁支援対策事業

第二種認定実施計画に従って一定の期間休漁を行った者に対し、休漁支援費交付金の交付を行うものとする。

(オ) 混獲回避型休漁支援事業

第二種認定実施計画に従って、特定の資源対象魚種を漁獲目標としないにもかかわらず、資源管理をするために休漁を行った者に対し、休漁期間中の減収の影響緩和のために混獲回避型休漁支援費交付金の交付を行うものとする。

イ 水産加工業支援事業

第二種認定実施計画に従って第二種特定漁業の再編に伴い影響を受ける地域の水産加工業者に対し、原料転換、原料調達等を行えるようにするため、水産加工業支援費交付金の交付を行うものとする。

ウ 相互扶助漁獲支援事業

第二種認定実施計画に従って、同一の広域回遊種を利用する漁業者間において、若齢魚を獲り控える漁業者に対し、成魚を漁獲し利益を受ける漁業者が、とも補償として一定の抛出を行う場合に、相互扶助漁獲支援費交付金の交付を

行うものとする。

エ 資源・漁場保全緊急支援事業

令和4年7月から8月にかけて八代海において発生した大規模な赤潮等により被害を受けた養殖業者が参加する漁業協同組合等の組織に対し、資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和2年6月12日2水港第898号）に定めるところにより、水産庁長官が指定する都道府県が作成し、水産庁長官が承認した統括活動計画に従って、赤潮に強い持続可能な養殖生産体制の構築による漁業生産構造の再編整備を図るための基礎となる養殖漁場環境調査の活動を行った場合に、資源・漁場保全緊急支援費交付金の交付を行うものとする。

（国際漁業等再編対策事業資金の造成）

第11 事業実施主体は、資金事業の実施に充てるための国際漁業等再編対策事業資金（以下「事業資金」という。）を造成するものとする。

2 事業資金は、国の補助金及び漁業者等による拠出金によって造成されるものとする。

3 事業実施主体は、事業資金を適正に管理するため、事業資金を他の業務に係る資金と区分して経理し、かつ、交付金資金勘定を設けるものとする。

4 3に掲げる勘定の管理及び運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。このほか、資金事業に係る管理運営費については、第30の事業計画において、別途水産庁長官が当該事業年度に実施しようとする事業の内容及び規模に応じ、付随して発生することとなる範囲内において、適当と認めて承認した場合に支弁することができるものとする。

5 事業資金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるものとする。

6 事業実施主体は、事業資金の管理については、1から5までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて、善良な管理者の注意をもって行い、第3の交付の目的に反して、資金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。

（交付の対象及び補助率）

第12 大臣は、事業実施主体が行う事業資金を造成する事業（以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金交付の対象となる経費及び補助事業の補助率は、別表に定めるとおりとする。

（申請手続）

第13 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（交付申請書の提出期限）

第14 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第15 大臣は、第13の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

2 第 13 の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る 1 による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

(申請の取下げ)

第 16 事業実施主体は、第 13 の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 15 の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(変更、中止又は廃止の承認)

第 17 事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた後の事情変更により交付申請の内容を変更、中止又は廃止する場合には、あらかじめ別記様式第 2 号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 大臣は、1 の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 18 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(補助金の支払)

第 19 事業実施主体は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第 3 号による支払請求書を大臣及び官署支出官に提出しなければならない。

(実績報告)

第 20 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 4 号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業を完了したとき(第 9 の 1 の規定による廃止の承認があったときを含む。)は、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 21 大臣は、第 21 の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を職員に行わせ、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 2 の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 22 大臣は、第 17 の 1 の規定による補助事業の変更、中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 15 の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、補助金を補助事業及び資金事業(以下「補助事業等」という。)

以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定を受けた後の事情変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の規定による補助金の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 2の規定による補助金の返還及び3の規定の加算金の納付については、第21の3の規定を準用する。

(基本的事項の公表)

第23 事業実施主体は、事業資金の名称、事業資金の額、国費相当額、資金事業の概要、資金事業を終了する時期及び資金事業の目標を事業資金造成後速やかに公表しなければならない。

(事業資金の額及び資金事業の実施状況報告)

第24 事業実施主体は、事業資金を廃止するまでの間、毎年度、事業資金の額(残高及び国費相当額)、資金事業に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む。)、資金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合(「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)中「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。)、保有割合の算定根拠並びに資金事業の目標に対する達成度を、事業資金の決算確定後速やか(別途指示がある場合はそれらによること。)に大臣に報告しなければならない。

(事業資金の返還)

第25 事業実施主体は、事業資金の額が資金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は事業資金の廃止の時期が到来したことその他の事情により事業資金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた事業資金の全部又は一部に相当する金額を、別記様式第5号の国庫納付金承認申請書により大臣の承認を受けて、国庫に返還しなければならない。

(補助金の経理)

第26 事業実施主体は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、1の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して1の帳簿とともに補助事業等の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しなければならない。

3 1及び2の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

(他用途使用の禁止)

第 27 事業資金は、資金事業以外の用途に使用してはならない。

(事業資金から交付金を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第 28 事業実施主体は、事業資金から民間事業者等に対して交付金を交付するときは、第 16、第 17、第 23 及び第 27 の規定に準ずる条件並びに次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 本交付等要綱に従うべきこと。

(2) 民間事業者等は、交付金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。

(3) 取得財産等のうち 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令において期間の定めが規定されていない財産にあっては期間の定めなく。）においては、事業実施主体の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないこと。

(4) (3) の規定による事業実施主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を事業実施主体に納付させることがあること。

2 事業実施主体は、前項第 3 号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

3 事業実施主体は、1 の(4)の規定により民間事業者等から納付を受けた場合の当該納付を受けた額及び資金事業について民間事業者等から交付金の返還又は返納を受けた場合の当該交付金額は、事業資金に組み入れて補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

4 3 の場合において、事業資金が既に廃止されている場合は、事業実施主体は、3 の納付を受けた額若しくは返還又は返納を受けた交付金額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

(事業資金の見直し等)

第 29 事業実施主体は、事業資金について、少なくとも 5 年に 1 回、定期的に見直しを行う。

2 事業実施主体は、定期的な見直しを行う際に、事業資金の保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）」3 の(3)のアに示されている保有割合をいう。）を算出するとともに、当該割合並びに当該算出に用いた算出方法及び数値を水産庁長官に報告し、インターネット等により公表する。

(事業の実施)

第 30 事業実施主体は、毎事業年度開始前に別記様式第 6 号により資金事業に係る事業計画を作成して水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。事業計画を変更する場合（第 11 の 4 に定める管理運営費についての支弁を行う場合を含む。）も、また同様とする。

(指導監督)

第 31 水産庁長官は、国際漁業等再編対策を適切かつ効率的に実施するため、この要綱

により実施する事業に関して、事業実施主体及び関係漁業協同組合連合会等に対し、必要な報告を求め、又は指導及び監督を行うものとする。

- 2 水産庁長官は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）の 3 及び 4 に規定されている各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

- 第 32 事業実施主体は、国際漁業等再編対策事業の実施状況を毎事業年度終了後遅滞なく別記様式第 7 号により作成して水産庁長官に提出し、報告するものとする。

（事業完了報告）

- 第 33 事業実施主体は、この要綱により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに事業資金の精算を行い、別記様式第 8 号により完了報告書を作成して水産庁長官に提出し、報告しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第 34 事業実施主体は、第 13 の規定による交付の申請、第 16 の規定による申請の取下げ、第 17 の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 19 の規定による補助金の支払、第 20 の規定による実績報告、第 25 の規定による事業資金の返還、第 30 の規定による事業計画の提出、第 32 の規定による実施状況報告及び第 33 の規定による事業完了報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービスシステム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

- 3 大臣は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

- 4 事業実施主体が第 2 項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（その他）

- 第 35 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定める。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日 3 水漁第 1610 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、国際漁業等再編対策事業費補助金交付要綱（平成 2 年 3 月 26 日付け 2 水漁第 741 号農林水産事務次官依命通知）及び国際漁業等再編対策実施要綱（平成 2 年 3 月 26 日付け 2 水漁第 739 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に実施された事業に係る事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際、既に造成された国際漁業等再編対策事業資金については、この通知の規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則（令和 4 年 12 月 2 日 4 水推第 1120 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に実施された事業に係る事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日付け 4 水港第 2469 号）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に実施された事業に係る事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例による。

別表（第 12、第 18 関係）

	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
国際漁業等再編対策事業	<p>1 国際漁業再編対策事業費</p> <p>事業実施主体が、国際漁業再編対策事業費の交付に充てるために行う事業資金の造成に要する経費</p>	定 額	経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における増減	補助金の額の増を伴う事業計画の変更
	<p>2 新資源管理導入円滑化等推進事業費</p> <p>事業実施主体が、新資源管理導入円滑化等推進事業費の交付に充てるために行う事業資金の造成に要する経費</p>	定 額		

別記様式第1号（第13関係）

年度国際漁業等再編対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）第13の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 資金造成に係る計画

資金の保有区分	保管予定額	備 考
国際漁業再編対策事業	円	
新資源管理導入円滑化等 推進事業		
合計額		

（注）資金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。
備考欄は、資金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利利率等を記載すること。

- 3 添付資料
事業実施主体の定款及び事業計画書

（注）添付資料のうち事業実施主体の定款について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第17関係）

年度国際漁業等再編対策事業費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 号をもって補助金の交付決定通知のあった国際漁業等再編対策事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）第17の規定に基づき、申請する。

記（注2）

- （注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- （注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」とし、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止の場合は中止前、廃止の場合は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できない。）
- （注3）添付資料のうち事業実施主体の定款について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第3号（第19関係）

年度国際漁業等再編対策事業費補助金支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 水産庁長官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 号をもって補助金の交付決定通知のあった国際漁業等再編対策事業費補助金について、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）第19の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。）金 円
- 2 振込金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第4号（第20関係）

年度国際漁等業再編対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 号をもって補助金の交付決定通知のあった国際漁業等再編対策事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）第20の規定に基づき、その実績を報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 資金造成に係る実績

資金の保有区分	金 額	備 考
国際漁業再編対策事業	円	
新資源管理導入円滑化等 推進事業		
合 計 額		

（注）事業資金の口座に係る金融機関の残高証明を添付すること。

国庫納付金承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）第25の規定に基づき、下記により申請する。

なお、併せて事業資金の残額 円を返還する。

記

1 総括表

事業名	漁業種類	事業基金造成額 ①	運用額 ②	事業資金からの総支出額 ③	管理運営費 ④	返還額= ①+(②-④)-③
国際漁業再編対策事業	〇〇漁業 △△漁業 (小計)	円	円	円	円	円
新資源管理導入円滑化等推進事業	〇〇漁業 △△漁業 (小計)					
合計						

2 添付書類

- (1) 交付金受領者明細一覧表
- (2) 運用益取崩し報告書
- (3) 運用益（預入利息）明細一覧表

年度国際漁業等再編対策事業計画書

年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施主体
代表者氏名

国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）第30の規定に基づき、下記のとおり事業計画を作成したので、承認を申請する。

記

- 1 国際漁業再編対策事業
 - (1) 第一種特定漁業減船漁業者救済対策事業
 - ア 事業の内容
 - イ 実施時期
 - (2) 第一種特定漁業不要漁船処理対策事業
 - ア 事業の内容
 - イ 実施時期
- 2 新資源管理導入円滑化等推進事業
 - (1) 減船・休漁等支援促進事業
 - ① 第二種特定漁業減船漁業者救済対策事業
 - ア 事業の内容
 - イ 実施時期
 - ② 第二種特定漁業不要漁船処理対策事業
 - ア 事業の内容
 - イ 実施時期
 - ③ 第二種特定漁業魚種転換等対策事業
 - ア 事業の内容
 - イ 実施時期
 - ④ 第二種特定漁業休漁支援対策事業
 - ア 事業の内容
 - イ 実施時期
 - ⑤ 混獲回避型休漁支援事業
 - ア 事業の内容
 - イ 実施時期
 - (2) 水産加工業支援事業
 - ア 事業の内容
 - イ 実施時期
 - (3) 相互扶助漁獲支援事業

- ア 事業の内容
- イ 実施時期
- (4) 資源・漁場保全緊急支援事業
 - ア 事業の内容
 - イ 実施時期

3 管理運営費の積算内訳

区 分	計 画 額	備 考
	円	
旅費		(事業区分(注)、積算内容)
賃金		
消耗品費		
その他		
合 計		

(注) 事業区分については、1 国際漁業再編対策事業、2 新資源管理導入円滑化等推進事業のうち(1)減船・休漁等支援促進事業、(2)水産加工業支援事業、(3)相互扶助漁獲支援事業又は(4)資源・漁場保全緊急支援事業の別を記載する。

年度国際漁業等再編対策事業実施状況報告書

年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施主体
代表者氏名

国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）第32の規定に基づき、下記の通り報告する。

記

1 国際漁業等再編対策事業資金の収支（年月日～年月日）

科 目	金 額
期首残高	円
当期収入	
補助金	
運用益	
その他（ ）	
当期支出	
国際漁業再編対策事業	
第一種特定漁業減船漁業者救済対策事業	
第一種特定漁業不要漁船処理対策事業	
新資源管理導入円滑化等推進事業	
減船・休漁等支援促進事業	
第二種特定漁業減船漁業者救済対策事業	
第二種特定漁業不要漁船処理対策事業	
第二種特定漁業魚種転換等対策事業	
第二種特定漁業休漁支援対策事業	
混獲回避型休漁支援事業	
水産加工業支援事業	
相互扶助漁獲支援事業	
資源・漁場保全緊急支援事業	
管理運営費	
期末残高	

2 事業実績（年月日～年月日）

(1) 国際漁業再編対策事業

区 分	漁業種類・事業内容	交付金額	交付対象	交付期間
減船漁業者救済費交付金	〇〇漁業 △△漁業 (小計)		人	～ ～
不要漁船処理費交付金			隻	

(2-1) 減船・休漁等支援促進事業

区 分	漁業種類・事業内容	交付金額	交付対象	交付期間
減船漁業者救済費交付金	〇〇漁業 △△漁業 (小計)		人	～ ～
不要漁船処理費交付金			隻	
魚種転換等支援費交付金			隻	
休漁支援費交付金			隻	
混獲回避型休漁支援費交付金			件	

(2-2) 水産加工業支援事業

区 分	漁業種類・事業内容	交付金額	交付対象	交付期間
水産加工業支援費交付金	〇〇加工業 △△加工業 (小計)		社	～ ～

(2-3) 相互扶助漁獲支援事業

区 分	漁業種類・事業内容	交付金額	交付対象	交付期間
相互扶助漁獲支援交付金	〇〇漁業 △△漁業 (小計)		人	～ ～

(2-4) 資源・漁場保全緊急支援事業

区 分	活動項目・活動内容	交付金額	交付対象	交付期間
資源・漁場保全緊急 支援費交付金	藻場の保全 干潟の保全 ○○ △△ (小計)		件	～ ～

(注) 交付期間の欄には、業種及び活動項目ごとの交付の始期及び終期（ 年 月 日～ 年 月 日）を明らかにすること。

3 管理運営費の内訳

区 分	実 績 額	備 考
	円	
旅費		(事業区分(注)、積算内容)
賃金		
消耗品費		
その他		
合 計		

(注) 事業区分については、1 国際漁業再編対策事業、2 新資源管理導入円滑化等推進事業のうち(1)減船・休漁等支援促進事業、(2)水産加工業支援事業、(3)相互扶助漁獲支援事業又は(4)資源・漁場保全緊急支援事業の別を記載する。の別を記載する。

4 添付書類

- ア 各交付金を受けた者の領収書の写し
- イ 交付金受領者明細一覧表
- ウ 管理運営費支出明細
- エ 残額証明書の写し
- オ 資金の収支及び期末残額の推移

国際漁業等再編対策事業完了報告書

年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施主体
代表者氏名

国際漁業等再編対策事業資金により実施する事業の全てが下記のとおり完了したので、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）第33の規定に基づき報告する。

記

1 資金の収支及び残高の推移

年 度	収 入			支 出	残 高
	国庫補助金	運用益	収入計		
	円	円	円	円	円
計					

2 事業実績

区 分	金 額	交付対象	実施期間
国際漁業再編対策事業	円		年度～年度
第一種特定漁業減船漁業者救済対策事業		人	
第一種特定漁業不要漁船処理対策事業		隻	
新資源管理導入円滑化等推進事業			
減船・休漁等支援促進事業			
第二種特定漁業減船漁業者救済対策事業		人	
第二種特定漁業不要漁船処理対策事業		隻	
第二種特定漁業魚種転換等対策事業		隻	
第二種特定漁業休漁支援対策事業		隻	
混獲回避型休漁支援事業		件	
水産加工業支援事業		社	

相互扶助漁獲支援事業		人	
資源・漁場保全緊急支援事業		件	
管理運営費			
計			

- 3 添付書類
残額証明書の写し